

令和2年6月9日

保護者様

県立赤穂高等学校
校長 行本 健一

6月15日以降の学校運営について

麦秋の候、皆様におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は、本校の教育活動に格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

県教育委員会より学校に対して新たな通知が参りましたので、お伝えいたします。(関係箇所のみ、下記1・2)感染拡大防止に配慮しながら、通常の学校運営を進めてまいります。引き続きご協力賜りますよう、お願ひいたします。

記

1 教育活動

- (1) 6月15日(月)から通常活動とする。
- (2) 授業については、各教室で可能な限りの間隔をとる、マスクを着用する、換気を行う、必要に応じてフェイスシールドを着用するなどの新型コロナウイルス感染拡大予防対策を行ったうえで、通常どおり実施する。
- (3) 感染が不安で出席できない生徒については、以降、「欠席」とする。

2 部活動

- (1) 6月21日(日)までは、平日3日、土日1日、1日2時間を上限とする。
練習試合、合同練習は、学区内の学校とする。また、合宿は認めない。
- (2) 6月22日(月)以降は、「いきいき運動部活動」「文化部活動の在り方に関する方針」に沿った通常活動とする。
練習試合、合同練習は、県内の学校とする。また、合宿は認めない。

3 本校より

- (1) 6月15日(月)より、通常の時程で授業を実施します。
予鈴 17:25 0限開始 16:40 1限開始 17:30
45分授業 4限(0・5限も実施)
- (2) これまでどおり、マスク着用、こまめな手洗い・消毒など「うつされない、うつさない」行動にご協力ください。
- (3) 各自健康チェックをおこない、発熱等、体調不良の際は、無理して登校せず、安静に努めてください。